学校感染症とその出席停止期間

（別紙１）

	学 校 感 染 症 の 種 類	出席停止の基準
第１種	・ｴﾎﾞﾗ出血熱 ・ｸﾘﾐｱ・ｺﾝｺﾞ熱 ・痘そう ・南米出血熱 ・ﾍﾟｽﾄ ・ﾏｰﾙﾌﾞﾙｸﾞ病 ・ﾗｯｻ熱 ・急性灰白髄炎（ﾎﾟﾘｵ） ・ｼﾞﾌﾃﾘｱ ・鳥ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ（H5N1) ・重症急性呼吸器症候群（SARS ｺﾛﾅｳｨﾙｽに限る） ・中東呼吸器症候群	・治癒するまで ・　〃 ・　〃 ・　〃 ・　〃 ・　〃 ・　〃 ・　〃 ・　〃 ・　〃 ・　〃 ・　〃
第２種	・ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ（鳥ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ（H5N1）を除く） ・百日咳 ・麻しん（はしか） ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ・風疹(三日はしか） ・水痘(水ぼうそう ・咽頭結膜熱(ﾌﾟｰﾙ熱） ・結核、髄膜炎菌性髄膜炎	・発症後５日を経過し、かつ解熱した後２日(幼児は３日）を経過するまで ・特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ・解熱した後３日を経過するまで ・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ全身状態が良好好になるまで ・発疹が消失するまで ・すべての発疹が痂皮化するまで ・主要症状が消退後２日を経過するまで ・症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで 【注意】結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第２種の感染症については病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。
第３種	・ｺﾚﾗ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・腸ﾁﾌｽ ・ﾊﾟﾗﾁﾌｽ ・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎 ・その他の感染症（第３種として扱う場合もある） 感染性胃腸炎（ﾉﾛ、ﾛﾀ）、ｻﾙﾓﾈﾗ感染症（腸ﾁﾌｽ、ﾊﾟﾗﾁﾌｽを除く）、ｶﾝﾋﾟﾛﾊﾞｸﾀｰ感染症、ﾏｲｺﾌﾟﾗｽﾞﾏ感染症、ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ菌感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑、急性細気管支炎（RS ｳｨﾙｽ感染症など）、EB ｳｨﾙｽ感染症、単純ﾍﾙﾍﾟｽ感染症、帯状疱疹、手足口病、ﾍﾙﾊﾟﾝｷﾞｰﾅ、A 型肝炎、B 型肝炎、伝染性膿痂疹（とびひ）、伝染性軟属腫（水いぼ）、ｱﾀﾏｼﾞﾗﾐ、疥癬、皮膚真菌症	・症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで ・　〃 ・　〃 ・　〃 ・　〃 ・　〃 ・　〃 ・　〃